

静養室	1室 居室で静養することが一時的に困難な利用者に使用いただきます。
食堂	1室 兼多目的ホール 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	2室 一般浴槽1、特殊浴槽1
トイレ	居室外=6か所 居室内=ポータブルトイレ
医務室	1室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が使用できる機能訓練室を設けます。
その他	以下の設備等を設けています。 ・厨房 ・洗濯室・乾燥室 ・面接室 他

(3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	7名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	1名以上
管理栄養士又は栄養士	栄養計算、栄養指導、食事の提供	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者	事務員・調理員他	必要数

(4) 営業日と定員

営業日及び 営業時間	年中無休 受付時間 8:30～17:00
定員	20名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練